

海上保安庁宿舎(鹿児島)整備事業
事業契約書（案）

海上保安庁宿舎(鹿児島)整備事業に関する事業契約書（案）

- 1 事業名 海上保安庁宿舎(鹿児島)整備事業
- 2 事業場所 鹿児島県鹿児島市西谷山二丁目4番1号、4番2号
- 3 事業期間 契約締結日～令和27年3月31日
引渡し日 令和12年3月1日
- 4 契約代金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
(ただし、その内訳金額は別紙1に記載するところによる。)
- 5 契約保証金 本契約第9条に定めるとおり。

上記の事業について、支出負担行為担当官 海上保安庁_____と【事業者の商号及び代表者】（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

海上保安庁

住 所

支出負担行為担当官

事業者

住 所

商 号

代表者

前文 本契約の前提

海上保安庁宿舎（鹿児島）整備事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定めるところにより選定事業として実施するものである。

海上保安庁は、本事業について、令和 7 年 10 月 2 日に PFI 法第 5 条第 1 項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和 8 年 1 月 30 日に PFI 法第 7 条の定めるところにより本事業を選定事業とした。

海上保安庁は、PFI 法第 8 条第 1 項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項に定める方法により行った。その結果、海上保安庁は、令和●年●月●日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、令和●年●月●日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

海上保安庁及び事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努めるものとする。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約（鑑を含む。以下同じ。）は、海上保安庁及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語等の定義等)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、別紙2の用語の定義に定めるところによる。

2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 事業者は、本事業が国家公務員の居住用施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 海上保安庁は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 海上保安庁及び事業者は、本契約の履行にあたり、日本国の法令等を遵守する。

4 事業者は、事業契約書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(規定の適用関係)

第4条 事業契約書、入札説明書等及び事業計画書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業契約書、入札説明書等、事業計画書の順に優先して適用される。

2 事業契約書又は入札説明書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、海上保安庁と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約書等（事業計画書を除く。）と事業計画書の内容に差異がある場合には、事業計画書に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された要求水準を上回るときに限り、事業計画書が優先して適用される。

(秘密の保持)

第5条 海上保安庁及び事業者は、本契約の内容、本契約に関する協議の内容並びに本事業に関して本契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本契約の相手方当事者の事前の承諾

を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、海上保安庁若しくは事業者が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合又は海上保安庁若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - 四 事業契約書（ただし、別紙1を除く。）及び基本協定書（ただし、別紙1を除く。）の内容

（共通事項）

第6条 本契約に定める意思表示等は、書面により行わなければならない。ただし、海上保安庁が必要と認めた場合には、この限りではない。

- 2 本契約の履行に関して海上保安庁及び事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本契約の履行に関して海上保安庁及び事業者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 7 本契約の履行に関して海上保安庁及び事業者間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 8 本契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

（契約の期間）

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和27年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。

(事業の概要)

第8条 本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務（附帯事業を含む。）により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- 一 設計業務
- 二 建設業務
- 三 工事監理業務
- 四 維持管理業務
- 五 附帯事業

2 事業者は海上保安庁宿舎（鹿児島）（以下「本施設」という。）の完成後、引渡日に海上保安庁に本施設を引き渡す。

3 事業者は、引渡日から本施設に係る維持管理業務を開始し、事業期間の終了まで行う。

(契約の保証)

第9条 事業者は、施設整備業務契約を締結する前までに、海上保安庁に対して、本施設における引渡日までの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付し、当該保証に係る保証金額又は保険金額は、施設費（消費税相当額を含む）の100分の10以上に相当する額としなければならない。ただし、第三号の場合においては、保証契約の締結後速やかに、その保証書を海上保安庁に寄託しなければならない、第四号の場合においては、施設整備業務契約の締結後速やかに海上保安庁を被保険者とする履行保証保険契約を締結すれば足り、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、その保険証券を海上保安庁に寄託しなければならない。

- 一 会計法（昭和22年法律第165号）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- 二 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 三 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
- 四 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設費（消費税相当額を含む）に相当する額の100分の10以上とする。

2 海上保安庁は、事業者が第1項第二号に規定する提供をし、又は第三号に掲げる保証を付した場合には、当該提供又は保証は同項第一号に掲げる保証金に代わる担保の提供と

して行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付した場合には、同項第一号に掲げる保証金の納付を免除する。

- 3 事業者は、第1項第三号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、施設整備業務契約の締結日から引渡日までの間、施設費の100分の10以上を保証金額とする、施設整備業務の不履行により生ずる事業者による損害金の支払を保証する銀行、海上保安庁が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を付せしめることができる。
- 4 事業者は、第1項第四号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、本契約後最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日までの間、施設費に相当する金額の100分の10以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。
- 5 事業者は、前二項の場合において、自己の費用負担により、当該保証契約又は当該履行保証保険契約の締結後速やかに、当該保証金請求権又は当該各保険金請求権に第82条第2項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を海上保安庁のために設定する。
- 6 第1項第四号又は第4項に定める履行保証保険契約の付保条件については、別紙3で定めるところによる。
- 7 施設費の金額に変更があった場合には、保証金額が施設費の10分の1に達するまで、海上保安庁は保証金額の増額を請求することができ、事業者は保証金額の減額を請求することができる。
- 8 事業者は、本施設における引渡日の30日前までに、維持管理期間における維持管理業務に係る保証を付さなければならない。当該保証については前7項を準用する。なお、保証の額については、維持管理費の総額の181分の12の10分の1に相当する額とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第10条 事業者は、海上保安庁の事前の承諾を得た場合を除き、本施設（本施設内の什器備品その他の動産を含む。）、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 事業者は、海上保安庁の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
 - 3 事業者は、海上保安庁の事前の承諾を得た場合を除き、第15条に定める選定企業を変更してはならない。
 - 4 海上保安庁は、選定企業、再受任者又は下請負人が、事業者の経営若しくは本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解除するように求めることができる。

(事業者の責任)

第11条 事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業契約書等に従い本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施し、本事業の実施に係る一切の責任を負う。

2 前項において、事業者は、海上保安庁の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。

3 本契約に別途規定されている場合を除き、海上保安庁の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から海上保安庁に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、海上保安庁は何ら責任を負担しない。

(事業工程表)

第12条 事業者は、本契約の締結後 14 日以内に、事業契約書等に基づき、本契約の締結日から令和 27 年 3 月 31 日までの事業工程表を作成し、海上保安庁に提出するとともに確認を受けなければならない。

2 事業者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

3 事業者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに海上保安庁に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得る。

(成果物及び本施設の著作権)

第13条 成果物及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

2 海上保安庁は、成果物及び本施設について、海上保安庁の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

3 事業者は、海上保安庁が、成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（ただし、海上保安庁が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

一 著作権者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部、本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は海上保安庁が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

三 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で海上保安庁又は海上保安

庁の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

四 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

五 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ海上保安庁の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ海上保安庁の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物及び本施設の内容を公表すること。

二 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

三 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと並びに本施設及び事業者が海上保安庁に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、海上保安庁に対して保証する。

2 事業者が、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害する場合又は本施設若しくは事業者が海上保安庁に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、海上保安庁が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、海上保安庁の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合であって、事業者が第三者の有する知的財産権等を侵害しないために合理的に必要な十分な調査を行った場合その他事業者の責めに帰すべき事由が無い場合には、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第15条 事業者は、各業務を、以下の各号に定める各選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を各選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

一 設計業務： []

二 建設業務： []

三 工事監理業務： []

四 維持管理業務： []

五 附帯事業： []

2 事業者は、事業契約書等において定める、各業務以外の業務の全部又は一部を各選定企業に委任し、又は請け負わせることができる。

- 3 事業者は、選定企業に委任又は請け負わせる契約において、選定企業をして、本契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 4 事業者は、第 1 項及び第 2 項の定めるところにより事業契約書等に定める各業務又は各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の 14 日前までに、海上保安庁に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、海上保安庁の承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。なお、事業者は、海上保安庁の承諾を要するか否かにかかわらず、当該契約書を変更した場合、その後速やかに変更契約書の写しを海上保安庁に送付しなければならない。
- 5 事業者は、前項に定めるところにより海上保安庁の承諾を受けた選定企業の使用に関する一切の責任を負い、選定企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 事業者は、前項に定める場合のほか、選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合等の増加費用及び損害の一切を、負担及び賠償しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第16条 事業者は、設計企業又は工事監理企業をして、設計業務又は工事監理業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、建設企業が事業者から受任し、又は請け負った建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の適用対象となる本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第 22 条第 3 項に規定する承諾を行ってはならない。
 - 3 事業者は、維持管理企業をして、維持管理業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。

(各業務における第三者の使用等)

- 第17条 事業者は、各選定企業をして、各業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の 14 日前までに、海上保安庁に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容のわかる契約書案を提示し、海上保安庁の承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 事業者は、建設企業をして、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 の規定による届出又は雇用保険

法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とさせてはならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、事業者は、建設企業をして、社会保険等未加入建設業者を下請負人とさせることができる。

一 建設企業と直接下請負契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると海上保安庁が認める場合

イ 海上保安庁の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、事業者が海上保安庁に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると海上保安庁が認める場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると海上保安庁が認め、確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（海上保安庁が、事業者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、事業者が当該確認書類を海上保安庁に提出した場合

- 4 事業者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別な事情があると認められなかったとき又は事業者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、海上保安庁の請求に基づき、違約罰として、以下の計算式により算出した額を、海上保安庁の指定する期間内に支払わなければならない。

$$P = C \times 0.1$$

P：違約罰の額

C：建設企業と社会保険等未加入建設業者との下請契約に係る最終の請負代金額

- 5 事業者は、当該社会保険等未加入建設業者が第三項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別な事情があると認められず、かつ、事業者が同号イに定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、海上保安庁の請求に基づき、違約罰として、以下の計算式により算出した額を、海上保安庁の指定する期間内に支払わなければならない。

$$P = C \times 0.05$$

P：違約罰の額

C：社会保険等未加入建設業者とその注文者との下請契約に係る最終の請負代金額
なお、「その注文者」とは、社会保険等未加入業者の直近上位の下請人（建設企業を除く。）をいう。

- 6 事業者は、各業務の実施又は各業務以外の業務に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

（監督職員）

第18条 海上保安庁は、監督職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監督職員を変更したときも、変更した日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。

- 2 監督職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく海上保安庁の権限とされる事項のうち、海上保安庁が必要と認めて監督職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 本事業の適正かつ確実な履行に関する、事業者又は事業者の総括代理人に対する意思表示等
- 二 事業者により提供される本事業の実施に係る要求水準の達成状況の監視
- 三 本契約の義務の履行に係る本事業の実施状況の監視
- 四 事業者の財務状況及び選定企業との契約内容の監視
- 五 事業者が作成及び提出した資料の確認

- 3 海上保安庁は、2人以上の監督職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監督職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、前項各号に定める事項以外の本契約に基づく海上保安庁の権限の一部を監督職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。

- 4 海上保安庁が監督職員を置いた場合には、本契約に定める海上保安庁に対する意思表示等は、監督職員を経由して行う。

- 5 海上保安庁が監督職員を置かない場合には、本契約に定める監督職員の権限は、海上保安庁に帰属する。

（事業者の総括代理人）

第19条 事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに海上保安庁に通知しなければならない。また、総括代理人を変更したときも同様とする。

- 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。

- 一 契約金額の変更
- 二 契約金額の請求及び受領

- 三 第20条第1項の請求の受理
- 四 第20条第2項の決定及び通知
- 五 契約の解除

3 事業者は、本契約に定める意思表示等を、総括代理人を経由して行う。

(総括代理人等の変更)

第20条 海上保安庁は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に海上保安庁に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、海上保安庁に対して、その理由を明示した書面により、監督職員の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 海上保安庁は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第21条 事業者は、別紙4の定めるところにより自らの業績等を確認し、海上保安庁に報告する。

- 2 海上保安庁は、別紙4の定めるところにより、前項の事業者の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、本事業に関する業績等の監視を行う。
- 3 事業者は、本契約に定めがある場合又は海上保安庁の請求があるときは、事業者及び選定企業が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、海上保安庁に説明及び報告しなければならない。
- 4 海上保安庁は、随時に、事業者及び選定企業が実施する本事業の実施状況又は本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 海上保安庁は、前四項の結果、本事業に関して業務不履行があった場合は、別紙4の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

第22条 海上保安庁は、別紙5の定めるところにより、事業費を事業者に支払う。

- 2 海上保安庁は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

第23条 海上保安庁が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者を支払わなければならない。

- 2 事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における海上保安庁の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を、海上保安庁に支払わなければならない。

(費用負担等)

第24条 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、事業費及び本契約において海上保安庁が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。

- 2 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達、本契約において海上保安庁が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が自らの責任と費用で行う。
- 3 海上保安庁は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。
- 4 事業者が附帯事業を実施する場合には、実施する附帯事業の費用は、すべて事業者が負担する。

(租税公課の負担)

第25条 本契約及び本事業に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて事業者が負担する。

(許認可の取得等)

第26条 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を、自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、海上保安庁が許認可の取得又は届出をする必要がある場合においては、海上保安庁が必要な措置を講じるものとし、当該措置について事業者に協力を求めたときは、事業者は業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じる。

- 2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以

下同じ。)を負担する。

- 3 海上保安庁は、本事業にかかる許認可の取得が遅延し、又は本事業にかかる許認可が取得できないことから、事業者による本事業の継続が不能若しくは著しく困難となった場合には、第 82 条の規定に準じ、事業者との協議のうえ、本契約の全部を解除することができる。但し、事業者の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力により、本事業にかかる許認可の取得が遅延し、又は本事業にかかる許認可が取得できない場合については、本項は適用されない。なお、本項に基づく契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用については、第 85 条第 2 項の規定にかかわらず、海上保安庁がこれを負担する。
- 4 海上保安庁は、第 1 項に定める事業者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、事業者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、本事業の終了時に海上保安庁に提出する。
- 6 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、海上保安庁の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを海上保安庁に提出する。

(保険の付保等)

第27条 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙 3 に定める保険に加入しなければならない。

- 2 事業者は、前項にかかわらず、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入することができる。
- 3 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに海上保安庁に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

(関連業務等の調整)

第28条 事業者は、海上保安庁が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本施設に関する業務遂行上密接に関連する場合には、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

- 2 事業者は、維持管理期間中において、海上保安庁の実施する業務等が、事業契約書等に定める維持管理業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不適当と

認められる場合は、この限りではない。

(事業費の改定)

第29条 事業者は、海上保安庁と事業者が必要と認める時期までに、別紙5の定めるところにより、金利変動、物価変動に応じた事業費の改定を行うために事業費を再計算し、海上保安庁に事業費の内訳書の再計算結果を提出し、海上保安庁の確認を受ける。

- 2 海上保安庁は、前項の再計算結果に基づいて事業費を変更し、事業者との間で本契約の契約金額の変更を行う。

(物価等の変動に基づく施設費の改定)

第30条 海上保安庁又は事業者は、別紙5の定めるところにより、相手方に対して建設工事費の変更を請求することができる。

(要求水準の変更)

第31条 海上保安庁は、要求水準の変更が必要であると認めるときには、要求水準の変更内容を記載した書面を事業者へ通知し、その変更を請求することができる。この場合において、事業者は、海上保安庁から当該書面を受領した日から14日以内に、海上保安庁に対して、当該変更に伴う措置、本施設の引渡しの遅延の有無、事業費の変動の有無（変動がある場合はその見積額を含む。）を検討し、海上保安庁に通知するとともに、海上保安庁と協議を行う。

- 2 海上保安庁又は事業者は、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるとき（技術革新等による場合を含むがこれに限られない。）は、相手方に対して事業費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。
- 3 前二項における海上保安庁と事業者との間における協議が調わない場合は、海上保安庁が合理的な変更内容を定め、事業者へ通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更による措置)

第32条 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、本施設の引渡しの遅延、事業費の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、海上保安庁と協議しなければならない。

- 2 海上保安庁の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合は、海上保安庁が当該変更による合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避け

られない場合は、海上保安庁が事業者と協議の上、引渡し予定日を変更できる。

- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用される。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、海上保安庁が事業者と協議の上、引渡し予定日を変更できる。
- 4 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により事業者の費用が減少するときには、第35条第5項又は第36条第4項がそれぞれ適用される。
- 5 要求水準の変更がなされる場合で、設計図書の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、設計図書を変更する。
- 6 要求水準の変更がなされる場合で、維持管理業務の業務実施計画書等の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、業務実施計画書等を変更する。

(臨機の措置)

- 第33条 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ海上保安庁の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を、海上保安庁に直ちに報告しなければならない。
 - 3 海上保安庁は、災害防止その他本事業に関連して特に必要があると認められるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でないとして認められる部分については、海上保安庁が負担する。

(第三者に生じた損害)

- 第34条 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を除く。）には、直ちに海上保安庁に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。
- 2 前項で規定された第三者の損害に関して海上保安庁が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者は、当該金銭に相当する金額を、海上保安庁に対して補償する。
 - 3 事業者が、本事業に関して、海上保安庁の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、海上保安庁は、事業者が当該賠償義務を負ったことにより生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第35条 海上保安庁及び事業者は、法令等の変更等により、本契約若しくは要求水準の変更が必要になる場合又は本事業の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。

2 前項の通知が送付された場合、海上保安庁及び事業者は、本契約若しくは要求水準の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、事業者は、法令等の変更等又はこれに伴う本契約若しくは要求水準の変更による本事業の実施に関する費用の増減について、海上保安庁に申し出なければならない。

3 当該法令等の変更等の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、海上保安庁が合理的な範囲での対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については、次項による。

4 本契約の締結後において、法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更が発生した場合には、次の各号にかかわらず、本契約の鑑に記載の契約代金額に係る消費税等の増加分を海上保安庁が負担する。

一 本事業又は海上保安庁が所有する施設の整備若しくは維持管理に、特別に又は類型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、海上保安庁が当該増加費用を負担する。

二 前号に該当せず、施設の整備若しくは維持管理に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、海上保安庁が当該増加費用を負担する。

三 前二号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、海上保安庁及び事業者は当該増加費用の負担について協議する。

5 海上保安庁は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で、事業費を減額することができる。

6 海上保安庁は、法令等の変更等により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡し予定日を変更する。

7 第 1 項から前項までの規定は、法令等の変更等により事業者が本事業を継続することが不能となったと海上保安庁が判断する場合又は海上保安庁が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、海上保安庁が第 80 条に基づき、第 83 条又は第 86 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

第36条 海上保安庁及び事業者は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この

場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失及び損害を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 事業者は、不可抗力により本事業に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について海上保安庁と協議することができる。
- 3 海上保安庁及び事業者は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、不可抗力により本事業の実施に関して事業者が発生した合理的な増加費用を、別紙6に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。
- 4 海上保安庁は、不可抗力により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で、事業費を減額することができる。
- 5 海上保安庁は、不可抗力により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡し予定日を変更する。
- 6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力により事業者が本事業を継続することが不能となったと海上保安庁が判断する場合又は海上保安庁が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、海上保安庁が第80条に基づき、第83条又は第86条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

第37条 海上保安庁は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を事業者に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 海上保安庁は、前項により、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡し予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、引渡し予定日を変更しない。
- 3 第1項に定める一時中止が海上保安庁の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する合理的な増加費用については、海上保安庁がこれを負担する。
- 4 第1項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する増加費用については、事業者がこれをすべて負担する。
- 5 第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、当該一時中止に関して事業者が発生する合理的な増加費用に関しては、第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用される。

第3章 施設整備に関する事項

第1節 共通事項

(設計・施工工程表)

第38条 事業者は、施設整備業務に着手する前日までに、設計・施工工程表を作成し、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

(事業費内訳書等)

第39条 事業者は、本事業における施設費、維持管理費の適正な管理を行うための基準となる施設費、維持管理費の内訳書を作成し、実施設計完了までに、その内容の確定を行う。

(要求水準の確認)

第40条 事業者は、設計業務に着手する前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

2 事業者は、設計業務の完了にあたり、設計業務に係る要求水準確認報告書を、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

3 事業者は、本件工事に着手する前に、本件工事に係る要求水準確認計画書を、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

4 事業者は、本件工事の完了にあたり、本件工事に係る要求水準確認報告書を、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

(事業敷地の確保等)

第41条 海上保安庁は、事業者が本事業を実施するため、海上保安庁及び事業者で締結する国有財産無償貸付契約に従い本件土地を現状で選定事業者に引き渡す。引渡時期については、発注者と選定事業者が別途協議して定める。

2 事業者は、善良な管理者の注意義務をもって事業敷地を使用する。

3 事業者は、施設整備業務の実施にあたり、事業敷地以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。

4 事業者が事業敷地の維持保全につき費用（通常が必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は事業敷地の改良のための費用（土地の契約不適合に係る費用を除く。）若しくはその他の有益費を支出しても、海上保安庁は当該費用を事業者に対して負担しない。

(関係資料等の貸与)

第42条 海上保安庁は、事業者が求め、海上保安庁が必要と認めた場合には、事業者が実施する調査について、関係資料を事業者に貸与する。

- 2 貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、関係資料を善良な管理者の注意をもって管理し、当該関係資料の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに海上保安庁に通知し、その確認を求めなければならない。
- 4 関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、海上保安庁は責任を負わない。

(近隣対策)

第43条 事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動及びその他本事業又は建設業務の実施が事業敷地の近隣住民の生活環境等に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 2 前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、海上保安庁に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 入札説明書等において事業者に提示した条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合には、海上保安庁は、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。
- 4 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。

(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)

第44条 海上保安庁の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡し予定日より遅延した場合には、海上保安庁は、引渡し予定日から引渡し日までの期間(両日を含む。以下、本条において同じ。)において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、海上保安庁は、第23条第1項に定める遅延利息を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡し予定日より遅延した場合には、事業者は、当該遅延による増加費用を負担するとともに、引渡し予定日から引渡し日までの期間について、施設費相当額に対して第23条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息を海上保安庁に対して支払う。
- 3 法令等の変更等又は不可抗力事由により、本施設の引渡しが引渡し予定日より遅延したため事業者が発生した合理的な増加費用に関しては、第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用される。
- 4 本施設の引渡しが引渡し予定日より遅延する場合には、海上保安庁は、本施設の引渡しに先立ち、本施設の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用することができる。この場合において海上保安庁及び事業者が合意したときには、事業者は、海上保安庁が使用する本施設の全部又は一部につき、合理

的に必要な範囲において、維持管理業務を実施し、海上保安庁は、当該実施に係る維持管理費を支払う。

(調査)

第45条 事業者は、必要に応じて、自ら又は施設整備業務に係る選定企業をして、事業敷地（既存建物等を含む。以下、本条において同じ。）における測量、地盤調査その他施設整備業務の実施に係る調査を実施することができる。

- 2 事業者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
- 3 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）には、その対策費を負担する。
- 4 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、事業敷地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者に着しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに海上保安庁に通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、海上保安庁は、事業者と協議の上、引渡し予定日を変更できる。また、海上保安庁は、前項の場合において生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する。

(調査における第三者の使用等)

第46条 事業者は、自ら又は選定企業をして、調査の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、海上保安庁に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を通知するとともに、当該契約書案を提示し、海上保安庁の確認を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 事業者は、調査の実施に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(調査の管理)

第47条 事業者は、調査に着手する場合には、当該調査に着手する前に調査計画書を作成し、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

- 2 事業者は、調査の実施期間にわたり、前項に定める調査計画書に基づいて調査の遂行を

管理しなければならない。

- 3 事業者は、調査を終了したときは、調査報告書を作成し、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。

第2節 設計業務

(設計業務の実施及び管理)

第48条 事業者は、設計業務に着手する前に、資格確認資料に記載された管理技術者及び各主任担当技術者を決定し、海上保安庁に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該管理技術者及び各主任担当技術者については、設計業務完了までの間、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の特別なやむを得ない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの海上保安庁の了解を得なければならない。

- 2 事業者は、設計業務の実施期間にわたり設計に係る要求水準確認計画書に基づいて設計業務を管理するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

(設計図書の作成及び提出)

第49条 事業者は、基本設計の完了前に、本施設の平面計画について海上保安庁と協議しなければならない。この場合の協議に要する日数は、40日以内とする。

- 2 事業者は、前項の平面計画についての協議の終了後、本施設の基本設計を完了したと判断した場合には、要求水準書に定める基本設計図書及び要求水準確認報告書を海上保安庁に提出し、基本設計図書の設計内容が、要求水準及び事業計画書に適合することの確認を受けなければならない。
- 3 海上保安庁は、前項の基本設計図書及び要求水準確認報告書を受領した場合には、基本設計図書の内容が、要求水準書及び事業計画書に適合するか否かを確認し、その結果を、当該図書等を受領した日を含めて14日以内に、事業者に書面で通知しなければならない。
- 4 海上保安庁は、前項の確認の結果、基本設計図書の内容が要求水準及び事業計画書に適合しないと認める場合には、事業者には是正を求めることができる。この場合、事業者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、主要な工程又は建築物等の部分の工事を施工する前に、当該工程又は建築物等の部分の実施設計の内容について海上保安庁に対して事前に説明を行い、確認を受ける。海上保安庁は、当該内容の説明が、要求水準及び事業計画書に適合しないと認める場合には、速やかに通知することにより事業者には是正を求めることができる。
- 6 事業者は、設計業務の完了後、業務要求水準書に定める設計業務の成果物を海上保安庁に提出する。

(建築確認申請に関する説明及び報告)

第50条 事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に定める建築物の建築等に関する申請を行う前に、海上保安庁に対して建築確認申請書の写しを添えて書面による事前説明を行う。また、事業者は、建築基準法第 6 条第 1 項に定める確認を受けた後 7 日以内に、海上保安庁に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行う。

第 3 節 建設業務

(建設業務の実施)

第51条 事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。

- 2 事業者は、本件工事に着手する前に、資格確認資料に記載した建設業法第 26 条に規定する監理技術者及び主任技術者を決定し、海上保安庁に通知するとともに確認を受ける。なお、当該監理技術者及び各主任技術者については、本施設の引渡し完了までの間（各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの海上保安庁の了解を得なければならない。
- 3 事業者は、業務要求水準書に従い、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理、警備等を、善良な管理者の注意をもって行う。
- 4 事業者は、本件工事に着手しようとするときは、あらかじめ海上保安庁に工事着手届を提出し、確認を受けなければならない。

(建設業務における体制の確認)

第52条 事業者は、建設業法第 24 条の 7 の規定及び要求水準書に基づき、建設業務に係る施工体制台帳及び施工体系図の写しを海上保安庁に提出するものとし、その内容を変更するときは、事前に海上保安庁に通知するとともに、速やかに修正後の施工体制台帳及び施工体系図の写しを海上保安庁に提出する。

- 2 海上保安庁は、必要と認めた場合には、監理技術者又は主任技術者の配置の状況、その他本事業の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができる。
- 3 海上保安庁は、建設企業が第 17 条の定めに基づいて使用する再受任者又は下請負人について、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、事業者

に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、当該請求を受けた日から 10 日以内に海上保安庁に通知しなければならない。

(実施工程表)

第53条 事業者は、本件工事の着手前に、要求水準書の内容に従って実施工程表を作成し、海上保安庁に提出する。

- 2 事業者は、本件工事を着工した日から引渡日までの間、要求水準書に定める月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに海上保安庁に提出する。
- 3 事業者は、本件工事に着工した日から引渡日までの間、要求水準書に定める進捗状況報告書を毎月作成し、翌月 7 日までに海上保安庁に提出する。
- 4 事業者は、第 1 項の実施工程表に記載された出来高予定と、前項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が 5 %を超える状況が生じた場合には、その理由を明確にして海上保安庁に報告する。

(建設業務の管理)

第54条 事業者は、本件工事に着手する前に、総合施工計画書、工種別施工計画書及び品質管理計画書を海上保安庁に提出し確認を受ける。

- 2 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、本件工事に係る要求水準確認計画書並びに前項に定める施工計画及び品質管理計画に基づいて建設業務を管理し、実施設計図書に従い工事が施工されることを確認するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

(建設業務に関する書類の作成及び提出)

第55条 事業者は、建設業務の完了後、要求水準書に定める建設業務の成果物を海上保安庁に提出する。

(中間確認)

第56条 海上保安庁は、第 21 条第 2 項に定める業績等の監視において、事業者と協議により時期を定め、主要な工程に係る工事の終了時に、書面によるほか実地における中間確認を実施することができる。海上保安庁は、中間確認を実施する場合には、実施する日の 14 日前までに事業者に対して実施する旨を通知する。

- 2 海上保安庁は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合又は工事の施工部分が要求水準若しくは設計図書

に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知し、当該施工部分を最小限度破壊して、確認することができる。

- 3 海上保安庁は、中間確認の結果、工事の施工部分が要求水準又は設計図書に適合しないと認められる場合には、事業者に対して是正を求めることができる。
- 4 海上保安庁は、中間確認の内容及び結果の如何にかかわらず、中間確認を実施した事実を以て施設整備業務の全部又は一部についての責任を負わない。
- 5 事業者は、第 2 項の確認及び復旧に直接要する費用及び第 3 項の是正に要する費用を負担しなければならない。

第 4 節 工事監理業務

(工事監理業務の実施及び管理)

第57条 事業者は、本件工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び各監理主任技術者を決定し、海上保安庁へ通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該工事監理者及び各監理主任技術者については、本施設の引渡し完了までの間、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの海上保安庁の了解を得なければならない。

- 2 事業者は、本件工事に着手する前に、工事監理業務計画書を作成し、海上保安庁へ提出するとともに確認を受ける。
- 3 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、前項に定める工事監理業務計画書に基づいて工事監理業務を行い、本件工事が、設計図書に従って施工されるとともに、要求水準を達成していることの確認しなければならない。
- 4 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、工事監理業務報告書を海上保安庁へ毎月提出するとともに確認を受ける。

第 5 節 本施設の完成及び引渡し

(完成等に係る許認可等の取得)

第58条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本施設の工事の完成に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。

- 2 事業者は、建築基準法第 7 条第 4 項に規定する検査を受け、同条第 5 項に規定する検査済証の交付を受けた場合には、その原本の写しを直ちに海上保安庁へ提出する。

(事業者による完成検査)

第59条 事業者は、本施設及び施設整備業務に係る成果物について、事業者が合理的に必要な又は適切と判断する完成検査を行う。この場合、事業者は、当該完成検査に先立つ7日前までに、当該完成検査の日程を海上保安庁に対して通知する。

- 2 海上保安庁は、前項の完成検査に立ち会うことができ、この場合、事業者は、海上保安庁による当該立会いを拒否できない。
- 3 事業者は、第1項の完成検査において、要求水準確認計画書により本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び事業計画書に従い要求水準を達成していることの可否について検査し、要求水準確認報告書を添えて完成届を海上保安庁に提出する。

(海上保安庁による完成検査)

第60条 海上保安庁は、前条第3項に規定された完成届を受領した日から14日以内に、施設整備業務が完了し、要求水準書及び事業計画書のとおり本施設及び施設整備業務に係る成果物が完成していることを、事業者の立会の上、検査し、当該検査結果を事業者に通知する。

- 2 海上保安庁は、前項の場合において、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められる場合には、その理由を事業者に通知して本施設を最小限度破壊して検査することができる。なお、海上保安庁は、当該確認の実施を理由として、施設整備業務の全部又は一部についての責任を負担しない。
- 3 海上保安庁は、第1項の検査の結果、本施設又は施設整備業務に係る成果物について業務要求水準書及び事業計画書を満たさないと判断した場合には、事業者に対してその是正を求めることができる。
- 4 事業者は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、第1項の検査を受けなければならない。
- 5 事業者は、第1項の検査、第2項の検査及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

(海上保安庁による完成通知書の交付)

第61条 海上保安庁は、前条に定める検査の結果、本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び事業計画書のとおり完成していることを確認した場合には、当該確認の日から7日以内に、本施設及び施設整備業務に係る成果物についての完成通知書を事業者に対して交付する。

- 2 海上保安庁は、前条に定める検査の結果、本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び事業計画書のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第3項の請求に対して事業者が是正の対応が完了したことの確認ができたことをもって、検査を完了とすることができ、前項の定めに従う。なお、本条に規定する検査の完了は本件工

事に関する事業者の責任を免除するものではない。

(引渡し)

第62条 事業者は、前条に定める完成通知書を受領した後、引渡日に本施設及び施設整備業務に係る成果物の引渡書を海上保安庁に対して提出するとともに、海上保安庁による部分使用がない限りにおいて本施設を未使用の状態で、これに係る成果物とともに海上保安庁に引き渡す。

2 海上保安庁は、前項の規定に従って、事業者から本施設及び施設整備業務に係る成果物の引渡しを受けた場合には、本施設及び施設整備業務に係る成果物に関する引渡受領書を事業者に対して交付する。

3 海上保安庁は、第1項に規定された引渡しにより、本施設の所有権を取得する。

4 事業者は、海上保安庁が本施設の所有権の登記を行う場合には、これに協力する。

(部分使用)

第63条 海上保安庁は、本施設の引渡し前においても、事業者の承諾を得て本施設の全部又は一部を使用することができる。

2 海上保安庁は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 海上保安庁は、第1項により本施設の全部又は一部を使用したことによって事業者に合理的な追加費用が生じた場合には、これを負担する。

(契約不適合責任)

第64条 海上保安庁は、引き渡された本施設又は施設整備業務に係る成果物（以下合わせて「本件目的物」という。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、本件目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、海上保安庁は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、事業者は、海上保安庁に不相当な負担を課するものでないときは、海上保安庁が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、海上保安庁が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、海上保安庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 本件目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履

行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、海上保安庁がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 海上保安庁は、引き渡された本件目的物に関し、第 62 条第の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、海上保安庁が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 海上保安庁が第 4 項又は第 5 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 10 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、海上保安庁が通知から一年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 海上保安庁は、第 4 項又は第 5 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 海上保安庁は、本件目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、本件目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 13 引き渡された本件目的物の契約不適合が支給材料の性質又は海上保安庁若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、海上保安庁は当該契約不適合を理由として、

請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第4章 維持管理に関する事項

第1節 共通事項

（業務体制の整備）

第65条 事業者は、引渡日、その他要求水準書に定められる時期又は海上保安庁が事業者との協議の上定めた時期までに、要求水準書に定められる、又は海上保安庁が必要と認め事業者と協議の上定めた業務実施計画書等を、海上保安庁に提出し、要求水準書及び事業計画書を満たしていることの確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、引渡日までに、要求水準書及び事業計画書並びに前項の業務実施計画書等のおり維持管理業務を実施するために必要となる人員、器具及び設備等を準備して、海上保安庁の確認を受けなければならない。
- 3 海上保安庁は、第1項又は前項において、要求水準書又は事業計画書を満たしていないと認められる場合は、事業者に対して是正を求めることができる。

（管理統括責任者等）

第66条 事業者は、引渡日の90日前までに、要求水準書又は事業計画書の内容に合致した管理統括責任者を定め、あらかじめその氏名、連絡先その他海上保安庁が定める事項を海上保安庁に通知するとともに確認を受ける。事業者は、管理統括責任者を変更しようとする場合には、30日前までに、同様の手続きをとる。

- 2 海上保安庁は、管理統括責任者が維持管理業務を行うにあたり不適當と認められる場合には、その理由を明記して事業者に対して管理統括責任者の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合、事業者は、請求を受けた日から60日以内に、適切に対処しなければならない。
- 3 事業者は、維持管理業務の実施に必要となる、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を業務実施計画書等に定めて、前条第1項に規定する時期までに、海上保安庁に対して提出し確認を受ける。

（図面等の貸与）

第67条 海上保安庁は、維持管理業務期間中、貸与図面等を事業者に貸与する。

- 2 貸与図面等の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、維持管理業務の実施により必要となる貸与図面等の更新を図るものとし、事業者は、貸与図面等の更新を図った場合には、当該更新内容について海上保安庁の確認を

受ける。

(維持管理業務の実施)

第68条 事業者は、業務実施計画書等に従って、事業契約書等に定める維持管理業務を実施する。

- 2 事業者又は維持管理企業は、維持管理業務を行うにあたって必要な有資格者を配置する。

(近隣対策)

第 68 条の 2 事業者は、維持管理期間中、自らの責任と費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動及びその他本事業又は維持管理業務の実施が事業敷地の近隣住民の生活環境等に与える影響について、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 2 前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、海上保安庁に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 入札説明書等において事業者に提示した条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合には、海上保安庁は、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。
- 4 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。

(維持管理業務における第三者の使用等に係る措置)

第69条 海上保安庁は、維持管理企業が第 17 条に基づいて使用する再受任者又は下請負人について、維持管理業務の実施につき不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に海上保安庁に通知しなければならない。

(使用人等に関する事業者の責任)

第70条 事業者は、維持管理企業が維持管理業務の実施につき用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 事業者は、維持管理企業が維持管理業務の実施につき、法令上、資格の定めのある業務に従事させる使用人等については、その氏名及び資格を海上保安庁に通知するとともに確認を受ける。なお、当該使用人等を変更したときも同様とする。
- 3 事業者は、海上保安庁の請求があるときは、前項に定めのある使用人等以外の使用人等

の氏名を、海上保安庁に通知しなければならない。

- 4 海上保安庁は、維持管理企業が用いた使用人等が維持管理業務を行うにあたり不適当と認められる場合には、その理由を明記して事業者に対して交代を請求することができる。この場合、事業者は、請求を受けた日から 60 日以内に、適切に対処しなければならない。

(施設の提供等)

第71条 海上保安庁は、必要と認める場合、維持管理期間中、維持管理業務の円滑な実施に資するため、入札説明書等に従い海上保安庁の所有する本施設の一部（別途海上保安庁の指定する場所）を、管理事務室として無償で事業者に対し提供するものとする。

- 2 事業者は、提供された管理事務室に、事業者の負担で専用電話（ファクシミリ及び留守番機能付）を設置しなければならない。
- 3 事業者は、第1項に基づき提供された施設に係る備品費、冷暖房設備費、消耗品費、電話等施設費、通信運搬費、光熱水費、修繕費その他当該施設の維持保存のために通常必要とする経費の一切を負担し、海上保安庁にその費用を請求しないものとする。
- 4 事業者は、維持管理期間が満了したときは、事業者の負担で、第1項に基づき提供された施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、事業者は、海上保安庁の承諾を得た場合は、承諾の条件を遵守するほかは、第1項に基づき提供された施設を原状に回復することを要しない。

(業務実施報告書等の作成及び提出)

第72条 事業者は、要求水準書及び業務実施計画書等に従って、維持管理期間にわたり、業務実施報告書等を作成し、要求水準書に定められる期限又は海上保安庁が事業者との協議の上定めた時期までに、海上保安庁に対して提出しなければならない。

(本施設の損傷)

第73条 事業者は、維持管理期間中、本施設が損傷した場合には、直ちにその状況を海上保安庁に通知しなければならない。

- 2 海上保安庁は、前項の通知を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損傷の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 海上保安庁及び事業者は、前項の損傷の状況が確認された場合には、当該損傷の復旧について協議する。なお、当該復旧に要する費用（第27条による保険で補された費用を除く。）については、次の各号に掲げるところに従い負担する。ただし、海上保安庁が負担する復旧の費用については、海上保安庁が事業者との協議により、その金額及び支払方法を定める。

- 一 事業者の帰責事由により損傷した場合には、事業者が復旧の費用を負担する。
- 二 海上保安庁の帰責事由により損傷した場合には、海上保安庁が復旧の費用を負担する。
- 三 不可抗力により損傷した場合には、第 36 条第 3 項による。
- 四 前各号に該当しない場合には、海上保安庁が復旧の費用を負担する。

第 2 節 維持管理に関する事項

(海上保安庁による検査)

第74条 事業者は、使用開始日以降の各事業年度における支払対象期間の維持管理業務が完了したときは、当該支払対象期間の業務完了届を海上保安庁に提出しなければならない。

- 2 海上保安庁は、前項による業務完了届を受領したときは、速やかに検査を実施する。
- 3 海上保安庁は、前項による検査の結果、第 1 項に規定された業務完了届の対象となった維持管理業務が、要求水準書及び事業計画書、業務実施計画書等並びに業務実施報告書等及び改善要求措置の内容に照らして、要求水準の達成状況に適合していることを確認したときは、業務完了通知書を事業者に交付しなければならない。

第 5 章 事業費の支払いに関する事項

(施設整備費の支払)

第75条 海上保安庁は、第 60 条第 1 項の検査結果が合格であったときは、本施設の引渡し後、別紙 5 に従い、支払対象期間ごとに、事業者から海上保安庁に対する適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、施設整備費を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

- 2 海上保安庁は、施設整備費が増加した場合において、本契約の定めるところにより当該合理的な増加費用について海上保安庁が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用を負担する。この場合、海上保安庁は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。
- 3 海上保安庁は、本契約の定めるところにより施設整備費が減少した場合には、その減少費用を施設整備費から減額する。この場合、事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、海上保安庁は、事業者と協議の上、これを負担する。
- 4 海上保安庁は、前各項にかかわらず、必要があると認める場合には、事業者と協議の上、施設整備費の繰り上げ支払いをすることができる。この場合、海上保安庁は、事業者に生じた合理的な増加費用を負担する。

(維持管理費及びその他の費用の支払)

第76条 海上保安庁は、維持管理業務に関して第74条第2項の検査が合格であったときは、別紙5により、事業者から海上保安庁に対する適法な請求書を受領した日から30日以内に、当該支払対象期間の維持管理費及びその他の費用を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合は、その前日までに支払う。

2 海上保安庁は、本施設の引渡し以降、事業者の帰責事由により維持管理業務が開始されない場合には、本施設の引渡し以降から実際に維持管理業務が開始された日の前日までの期間(両日を含む。)に相当する維持管理費を支払わない。

3 海上保安庁は、本施設の引渡し以降、海上保安庁の帰責事由により事業者が維持管理業務の全部又は一部を開始できない場合には、当該維持管理業務の全部又は一部に相当する維持管理費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持管理業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については海上保安庁が負担し、海上保安庁は、事業者と協議の上当該金額とその支払方法について定める。

4 海上保安庁は、法令等の変更等又は不可抗力により、維持管理業務の全部又は一部が履行不能な場合には、維持管理業務の全部又は一部の履行不能状態が存続している業務範囲及び期間に相当する維持管理費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持管理業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額及び合理的な増加費用の負担については、第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用される。

5 海上保安庁は、事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合は、別紙4に従い、維持管理費又はその他の費用の減額及び違約金の請求を行うことができる。

6 海上保安庁は、第2項又は前項の場合において、減額等とは別に、業務不履行に伴い海上保安庁に発生した損害の賠償を事業者に請求することができる。

第6章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

(海上保安庁の解除権)

第77条 海上保安庁は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含む。)があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。

- 三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30 日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下独占禁止法という。)第 3 条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
- 八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「選定企業等」という。)に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 本契約に関し、納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する為の対象となった取引分野が示された場合において、入札が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 一〇 本契約に関し、選定企業の役員又は使用人等について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで刑事訴訟法第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき。
- 一一 基本協定書第 5 条第 3 項の規定に従って本事業の落札者が海上保安庁に対して差し入れた、基本協定書別紙 3 の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。

一二 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、海上保安庁が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

一三 事業者が、第 79 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。

一四 事業者が、国有財産無償貸付契約に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。

一五 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。

一六 正当な理由なく、第 64 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

一七 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。

2 海上保安庁は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに、次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、海上保安庁が被った損害を賠償しなければならない。

一 海上保安庁は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において海上保安庁が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、海上保安庁が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 海上保安庁は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において海上保安庁が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し海上保安庁が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第 1 項第 6 号に該当する場合とみなす。

一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（海上保安庁の任意による解除）

第78条 海上保安庁は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他海上保安庁が必要と認める場合には、180 日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第79条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除するこ

とができる。

- 一 第 37 条により本件工事の中止期間が施設整備期間の 10 分の 5（施設整備期間の 10 分の 5 が 180 日を超える場合には、180 日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 二 海上保安庁が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- 三 海上保安庁が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。
- 四 海上保安庁が国有財産無償貸付契約に違反し、その違反により本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第80条 海上保安庁は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - 二 事業者が本事業を継続するために、海上保安庁が過分の費用を要するとき。
- 2 海上保安庁は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。
- 一 海上保安庁は、事業者の出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において海上保安庁が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し海上保安庁が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - 二 海上保安庁は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において海上保安庁が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し海上保安庁が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第2節 本施設の引渡し前における契約解除等の効力

（事業者の帰責事由による契約解除等の効力）

第81条 海上保安庁は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第 77 条第 1 項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第 3 項の適用がある場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 海上保安庁は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、もって本契約の全部又は一部を解除する。

二 海上保安庁は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持することができる。ただし、海上保安庁は、当該出来形部分又は当該成果を取得せず、事業者に対して合理的な期間を定めて当該出来形部分又は当該成果を撤去するとともに事業敷地の原状回復を行ったうえでの明渡しを行うよう請求することができる。当該請求を行った場合において、当該期間までに事業者が当該撤去、原状回復及び明渡しを行わない場合、海上保安庁はこれらを事業者に代わり行ったうえで、要した費用を事業者に請求することができ、事業者はこれに応じて直ちに請求額を海上保安庁に支払わなければならないものとする。

三 海上保安庁は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

四 海上保安庁は、第三号の支払金銭については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、海上保安庁は事業者に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。

ア 海上保安庁が定めた期日（ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者は、施設費の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、海上保安庁の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項に規定する第 77 条第 1 項第 1 号から第 6 号又は同項第 12 号から第 17 号による本契約の解除又は同条第 3 項適用の場合

二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 海上保安庁は、前項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

4 海上保安庁は、第 2 項各号のいずれかに該当する場合において、同項に定める違約金の額を超過する損害を被ったときには、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（海上保安庁の任意による又は海上保安庁の帰責事由による契約解除の効力）

第82条 事業者が、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第 80 条により本契約を解除する場合には、海上保安庁に対して本契約を解除する旨を通知し、もって本契約を

解除する。

- 2 海上保安庁は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に第 78 条又は第 79 条により海上保安庁又は事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
 - 一 海上保安庁は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
 - 二 海上保安庁は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 三 海上保安庁は、第二号の支払金銭については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、海上保安庁は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。
 - ア 海上保安庁が定めた期日(ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。)までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 3 海上保安庁は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、海上保安庁は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

- 第83条 海上保安庁は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第 80 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。
- 一 海上保安庁は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、もって本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 海上保安庁は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。
 - 三 海上保安庁は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 四 海上保安庁は、第三号の支払金銭については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、海上保安庁は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。
 - ア 海上保安庁が定めた期日(ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。)までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 35 条第 4 項又は第 36 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、海上保安庁は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第 3 節 本施設の引渡し後における契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第84条 海上保安庁は、本施設の引渡し以降（引渡日を含まない。以下、本節において同じ。）において、第 77 条第 1 項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第 3 項の適用がある場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 海上保安庁は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、もって本契約の全部又は一部を解除する。

二 海上保安庁は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 海上保安庁は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 海上保安庁は、第二号による金銭の支払については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、海上保安庁は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。

ア 海上保安庁が定めた期日（ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 2 事業者は、前項の場合において、維持管理費の総額の 181 分の 12 の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、海上保安庁から契約解除の通知を受けてから直ちに海上保安庁へ支払わなければならない。ただし、令和 12 年度については、上記の料率について 181 分の 1 の 10 分の 1 とする。
- 3 海上保安庁は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(海上保安庁の任意による又は海上保安庁の帰責事由による契約解除の効力)

第85条 事業者は、本施設の引渡し以降において、第 79 条により本契約を解除する場合には、海上保安庁に対して本契約を解除する旨を通知し、もって本契約を解除する。

2 海上保安庁は、本施設の引渡し以降において第 78 条又は第 79 条により海上保安庁又は事業者が本契約を解除した場合、次の各号に掲げる措置をとる。

一 海上保安庁は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

二 海上保安庁は、契約解除通知日における履行済みの維持管理費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 海上保安庁は、第一号による金銭の支払については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、海上保安庁は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。

ア 海上保安庁が定めた期日（ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 海上保安庁は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、海上保安庁は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第86条 海上保安庁は、本施設の引渡し以降において、第 80 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 海上保安庁は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、もって本契約の全部又は一部を解除する。

二 海上保安庁は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 海上保安庁は、契約解除通知日における履行済みの維持管理費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 海上保安庁は、第二号による金銭の支払については、海上保安庁の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、海上保安庁は事業者が発生する

合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、海上保安庁が事業者と協議の上定める。

ア 海上保安庁が定めた期日（ただし、令和 27 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 35 条第 4 項又は第 36 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、海上保安庁は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第 4 節 本契約の終了

（期間満了による終了）

第87条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和 27 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 海上保安庁は、前項に定める終了日の 1 年前までに、本施設が業務要求水準書及び事業計画書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

（契約終了時の事務）

第88条 海上保安庁は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、事業敷地又は本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業敷地又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、海上保安庁は事業者に対してその修補を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を海上保安庁に通知しなければならない。この場合において、海上保安庁は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

- 3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業敷地又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、海上保安庁の確認を受けなければならない。

- 4 海上保安庁は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、海上保安庁が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、海上保安庁の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、海上保安庁の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、海上保安庁又は海上保安庁の指示する者に、本契約の終了に係る維持管理業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。
- 6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第 79 条又は第 80 条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。
- 7 事業者は、本契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(保全義務)

第89条 事業者は、契約解除の通知の日から第 81 条第 1 項第二号、第 82 条第 2 項第一号及び第 83 条第 1 項第二号による引渡し又は第 88 条第 5 項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により本施設の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

- 第90条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を海上保安庁に返還しなければならない。
- 2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

- 第91条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、海上保安庁が合理的に要求するものを、海上保安庁に対して引き渡す。
- 2 海上保安庁は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

第 7 章 表明保証及び誓約

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

- 第92条 事業者は、海上保安庁に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。
- 一 事業者は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約

を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

二 事業者による本契約の締結及び履行に関して、事業者に対し適用のある法令等、事業者の定款その他の社内規則上必要とされる事業者の一切の手続きが有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

三 事業者による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令等に違反せず、又は事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に反しないこと。

四 本契約上の事業者の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある事業者の義務であり、かつ本契約の各規定に従って事業者に対して執行可能であること。

2 事業者は、海上保安庁の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと、基本協定書に基づいて構成員が海上保安庁に提出した出資者誓約書の内容に虚偽のないこと及び事業者の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに海上保安庁に対して通知することを誓約する。

(海上保安庁による事実の表明保証)

第93条 海上保安庁は、事業者に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

一 海上保安庁は、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

二 海上保安庁による本契約の締結及びその履行に関して、海上保安庁に対し適用のある法令等及び海上保安庁の内規上必要とされる一切の手続が有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

三 海上保安庁による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、海上保安庁に適用のある法令等に違反せず、又は海上保安庁が当事者であり若しくは海上保安庁が拘束される契約その他の合意に反しないこと。

四 本契約上の海上保安庁の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある海上保安庁の義務であり、かつ本契約の各規定に従って海上保安庁に対して執行可能であること。

第8章 雑則

(本契約の変更)

第94条 本契約（別紙を含む。）の変更は、海上保安庁及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第95条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第96条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、海上保安庁は事業者と協議の上、これを定める。

第9章 附則

(出資者の誓約)

第97条 事業者は、その出資者をして、事前に海上保安庁の承諾を得た場合に限り、事業者の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができる。ただし、事業者は、基本協定書別紙3の出資者誓約書を提出した出資者については、海上保安庁による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、事業者の株式を保有させなければならない。

2 事業者は、出資者をして、事前に海上保安庁の承諾を得た場合に限り、事業者の株式（潜在株式を含む。）又は出資の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。

3 第1項の取扱いは、出資者間において事業者の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

第98条 海上保安庁は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、事業者に融資を行う融資団との間で協議を行う。海上保安庁がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。

- 一 本契約に関し、事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 事業者の株式の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 四 海上保安庁による本契約の解除に伴う措置に関する事項
- 五 その他海上保安庁において合理的に必要と認める事項

別紙 1 契約金額の内訳

※契約締結時に事業者が提案した事業計画書様式 6-4 を添付する。